

川崎市人権オンブズパーソン 令和2年度報告書

Ombudsperson

令和3(2021)年5月

川崎市人権オンブズパーソン

目 次

はじめに	1
------	---

I 運営状況

1 相談の概要	3
(1) 相談の受付状況	4
(2) 相談の継続及び調整活動	11
2 救済の概要	13
(1) 救済の申立て受付件数	13
(2) 救済の申立て内容	14
(3) 救済活動の状況	15
3 発意調査の概要	15
4 救済活動の様子	16
5 広報・啓発等	18
(1) 人権オンブズパーソン子ども教室	18
(2) 高校生を対象とした人権学習（デートDV予防講座）	20
(3) 広報活動	20
6 その他	22

人権オンブズパーソン活動の1年を振り返って	23
-----------------------	----

II 参考資料

1 年度別統計表	26
2 制度の概要	30
3 川崎市人権オンブズパーソン条例	33

はじめに

令和2年度は、前年度末からの学校休業状態が続き、4月7日からは神奈川県下に緊急事態宣言も出されるという状況の中、このような時だからこそ相談窓口は開所すべきとの判断のもと、感染症対策を十分に行いながらのスタートでした。

スタート当初の相談件数は、男女の相談はほぼ例年並みでしたが、子どもの相談は6月までは前年度比で半減しました。年間を通じた全体の相談件数は141件で、前年度比約3割減となりました。男女の相談件数については微増しましたが、子どもの相談が大幅に減少したことが全体の相談件数減少の大きな要因の1つになっています。

年間を通じた男女の主な相談内容がDV相談だったのは例年通りでしたが、5月25日に緊急事態宣言が解除されるまでの間、DV相談件数は減少はなく、微増でした。この点について、新型コロナウイルス感染症による社会の変化が男女の問題に影響を及ぼしたものの、在宅勤務等により窓口開所時間にアクセスしやすいなどの理由で、相談につながったのではないかと考えております。

一方、子どもの相談については、ここ数年は、新学期から夏に向けて相談件数が増加していき、半年が経過した10月、11月頃から救済申立て件数が増えるという傾向でしたが、令和2年度は、夏に向けて増加傾向はありましたが、相談件数は少なく、10月、11月は相談件数が大幅に減少し、分散登校開始となった6月から半年経過した12月頃に相談件数が増えたことが特徴的でした。そして相談件数に比して救済申立件数が多く、また申立時期が遅く、新年度に持ち越すケースが多かったことも令和2年度の特徴です。

子どもの相談内容については、「いじめ」等の相談件数は年間を通じて前年度比約半減しています。人との接触の機会が減少したので「いじめ」等が減っている可能性もあるのですが、だからと言って相談件数減少率と同率で「いじめ」等の実際の件数が半減していると短絡的に結論付けていいとは思っておりません。また救済申立内容については、権利侵害と疑われる結果として状態が重いと感じるものが多かった印象です。権利擁護のために学校が準備していた予定が臨時休業のため実施できなかつたり、新たな人間(友人)関係を構築する4月が学校休業だったためこれができず、既に問題を抱えていた子はその後の登校がうまく行かなくなつたり、学校休業中にSNS関連の問題が生じていたが、長期間の休業により発覚までに時間が経過したため問題が複雑化した等々、新型コロナウイルス感染症による社会の変化が少なからず影響し、重大な結果になってしまったのではないかとと思われるケースもありました。小職が以前に事故調査の業務に従事していた際、重大事故というのは1つの原因のみで生じることは少なく、小さなイ

ンシデント（事故につながらないミス）等の積み重ねで発生するというをナチュラルチーズに例えて教わりました。ナチュラルチーズはポコポコと穴が空いていますが、この穴が一行の筒状につながって竹輪のようになることは稀です。これと重大事故は似ていて、このポコポコと空いた穴がインシデントであり、インシデントの穴があっても、どこかが壁となってチーズが竹輪になった状態で売られていることはほぼありません。重大事故はその壁もなくなり、穴がつながって竹輪になった状態であると教わりました。救済申立に至った重大な権利侵害が疑われるケースもとても良く似ています。子どもが本当につらい状況に至るまでに、様々なインシデント等があり、それらが複雑に絡み合っています。これらのインシデント等に様々な人が対応していると思われませんが、上手く解決しきれずにインシデント等の穴が残ってしまうことがあります。対応の不適切性は小さくても残ったインシデント等が重なりあうと大変な事態になります。その最後の壁に穴をあけたのがコロナウイルスによる何かだったのかもしれませんが。対応した人はそれほど酷い対応をしたという認識はないのかもしれませんが、重なった当人にしてみると重大事態です。このような事態にならないために、インシデントを発生させないことも大切ですが人間がやることに完璧なことを求めることはできません。そのため複数人のチームでの対応や管理職によるマネジメントにより、小さなインシデントの段階で将来の重大事態にならないように適切にケアすることが大切だと思っています。

令和2年度は「人権オンブズパーソン子ども教室」についても特に力を入れました。このような時期だからこそ「人権」の大切さを子どもの目線で分かりやすく伝えられるように工夫したり、題材もコロナ差別に特化したテーマ等を扱ったりと、子ども教室の実施方法について、我々も新たな試みにチャレンジしました。ただ、コロナウイルスの影響で実施時期が遅くなってしまったことも救済申立時期が遅くなってしまったことと関連しているのではないかと思います。

多様な価値観がある中で、学校としての方針を立てて学校行事等の実施を決めなければならず、その中で模索し続けた学校、仕事をはじめとする社会経済の変化や日常生活の変化に対応を迫られた各家庭、社会という大きな変化と家庭・学校という身近な変化双方の影響を受ける子ども、昨年度はそれぞれの立場でこれまで経験したことがない状況への対応に相当なご苦労があったことと思います。新年度も引き続きこのコロナウイルスの影響は続くものと思われま。教育現場も GIGA スクール構想等大きく変化する中、大人の側の更なる研鑽が必要となってくると思われま。我々も鋭意努力する所存でございますので、引き続きどうぞ宜しくお願い致します。

川崎市代表人権オンブズパーソン 池宗佳名子

I 運営状況

人権オンブズパーソンは、子どもの権利の侵害と男女平等にかかわる人権の侵害を管轄し、相談及び救済の申立てを受け、各関係機関との連携・協力のもと、相談者に寄り添い、相談者と共に問題解決を図っています。

相談については、適切な助言等を通じて人権侵害の発生や拡大を防止し、人権侵害に関する問題の主体的な解決を促進するなど、それ自体が有効な救済方法となっています。そして相談者の気持ちが整理できない場合や複雑なケースの場合には、継続して相談を受け、解決に向け相談者を支援します。

また、管轄外の問題であっても、適宜相談を受け、その内容にふさわしい相談機関を紹介するなど相談者の立場に立った対応に努めています。

この報告書では、子どもの権利の侵害にかかわる相談を「子どもの相談」、男女平等にかかわる人権の侵害の相談を「男女平等の相談」、人権オンブズパーソンの管轄外の相談を「その他相談」としています。また、各相談の内容等の分類は、相談受付時の訴えに基づいています。

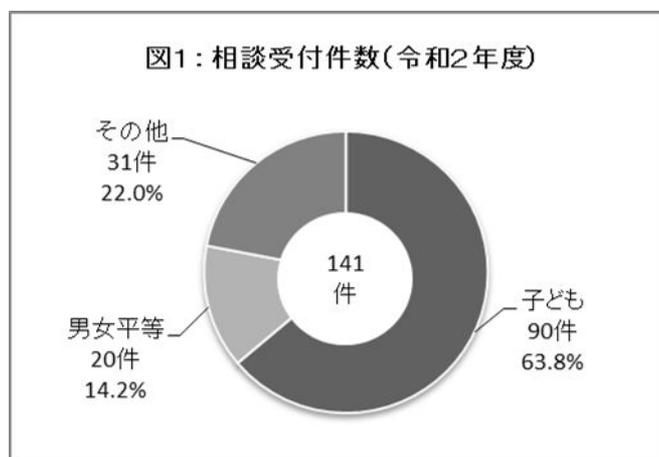
なお、子どもの相談及び救済の対象となる子どもは、「川崎市子どもの権利に関する条例」に規定する18歳未満の者等をいいます。

(※構成比(%)は四捨五入しているため、合計値が100.0%にならない場合があります。)

1 相談の概要

令和2年度の新規の相談受付件数は141件で、子どもの相談が90件(相談受付件数全体に占める割合63.8%)、男女平等の相談が20件(同14.2%)、その他相談が31件(同22.0%)でした。前年度と比べると、子どもの相談は28件減少しましたが、男女平等の相談は2件増加し、その他相談は45件減少し、全体では71件減少しました。(図1～2)

また、相談の対象となった者の住所は市内121件、市外9件、不明11件でした。(表1)



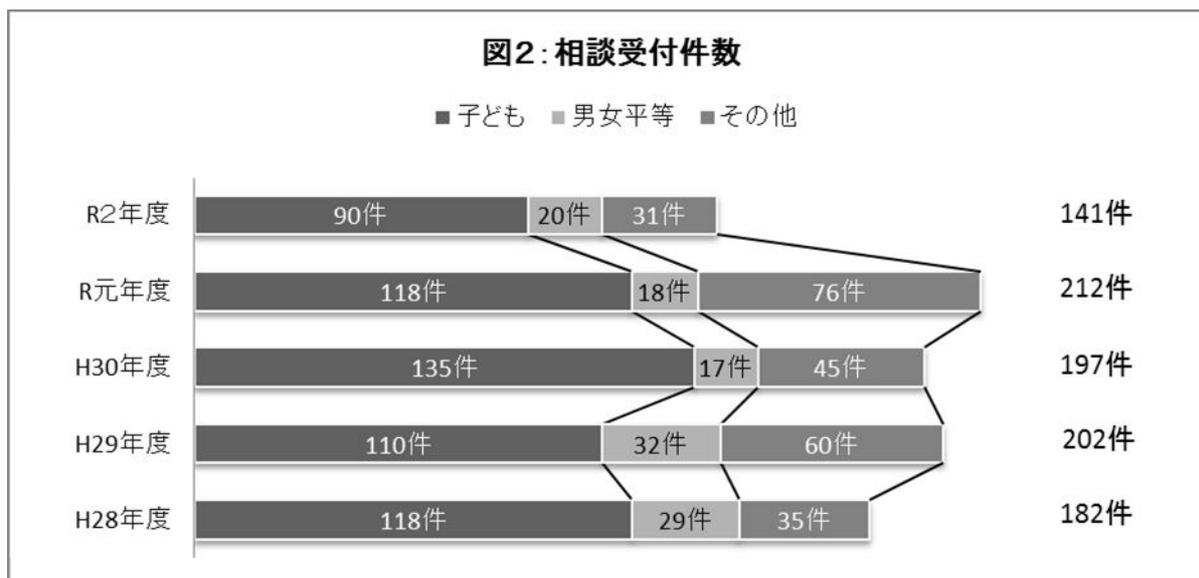


表1

(単位：件)

相談種別	市内	市外	不明	合計
子どもの相談	84	2	4	90
男女平等の相談	17	0	3	20
その他相談	20	7	4	31
合計	121	9	11	141

(1) 相談の受付状況

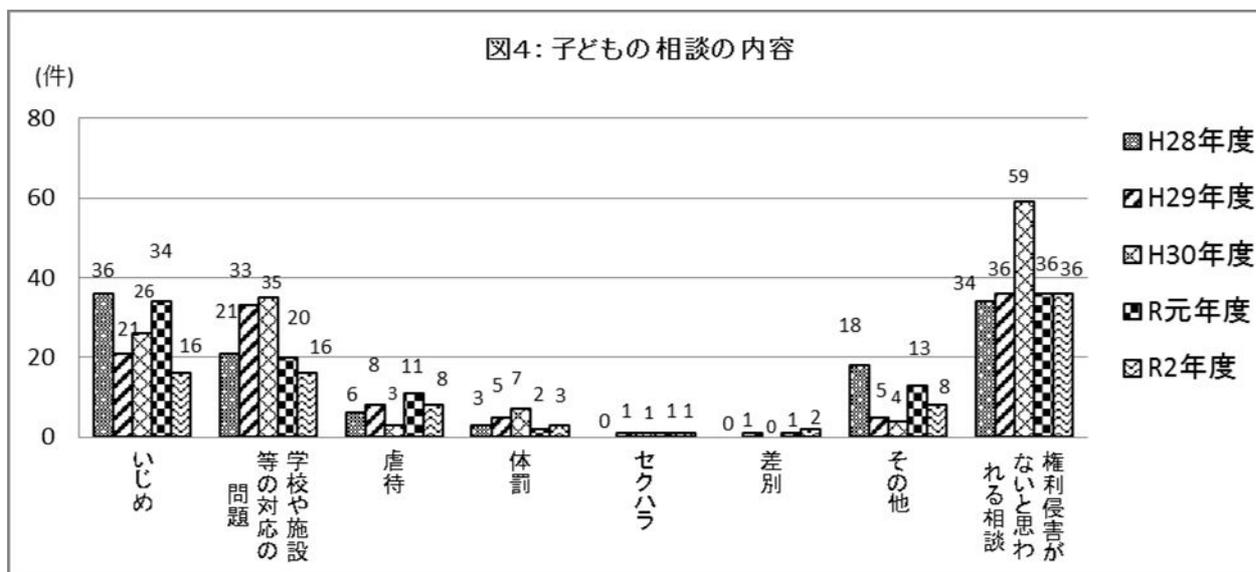
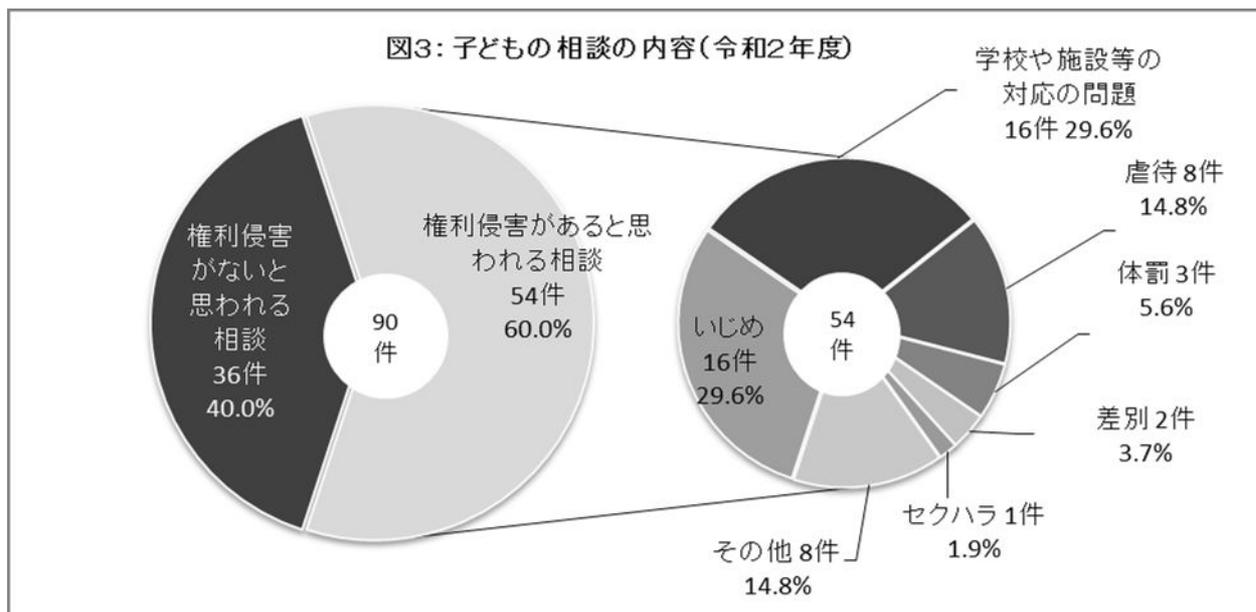
ア 子どもの相談

子どもの相談では、子ども本人からの相談を促すために、子ども自らが安心して気軽に相談できるような相談環境づくりに努め、子どもの話を十分聴き、その年代にふさわしい助言や勇気づけなどによって、子どもが自らの力で問題を解決できるよう支援しています。

(ア) 相談内容

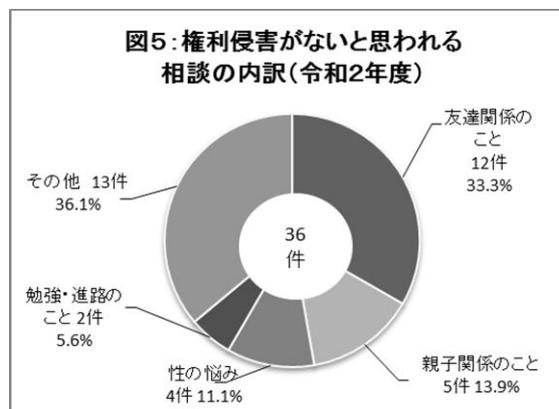
子どもの相談受付件数は90件で、前年度(118件)より28件減少しました。(図2)

内容別では、権利侵害があると思われる相談は、いじめに関する相談、学校や施設等の対応の問題に関する相談がそれぞれ16件(権利侵害があると思われる相談全体に占める割合29.6%)、虐待に関する相談が8件(同14.8%)、体罰に関する相談が3件(同5.6%)、差別に関する相談が2件(同3.7%)、セクハラに関する相談が1件(同1.9%)、その他(近隣とのトラブルなど)が8件(同14.8%)で、合計で54件でした。前年度と比べて、体罰に関する相談、差別に関する相談がそれぞれ1件増加しましたが、いじめに関する相談が18件、学校や施設等の対応の問題に関する相談が4件、虐待に関する相談が3件減少しました。(図3～4)



また、権利侵害がないと思われる相談（36件）は、友達関係が12件（権利侵害がないと思われる相談全体に占める割合33.3%）、親子関係のことが5件（同13.9%）、性の悩みのことが4件（同11.1%）、勉強・進路のことが2件（同5.6%）でした。

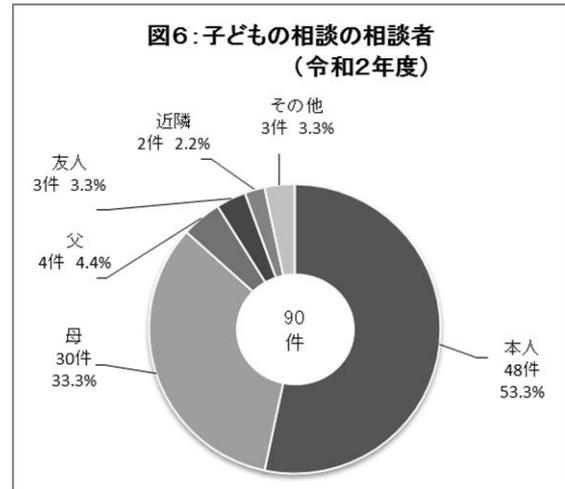
前年度と比べて、権利侵害がないと思われる相談は同件数となっています。（図4～5）



(イ) 相談者

相談者は、子ども本人が48件（相談受付件数全体に占める割合53.3%）、母親が30件（同33.3%）となっており、子ども本人が前年度より20件（前年度68件）、母親が2件（前年度32件）それぞれ減少しています。

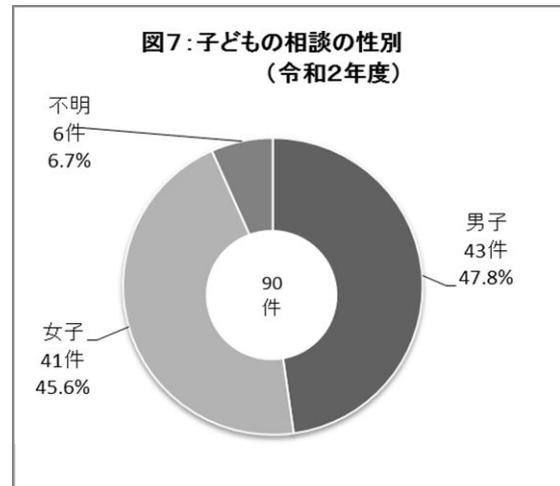
（図6）



(ウ) 子どもの性別

相談の対象となった子どもの性別は、男子が43件（相談受付件数全体に占める割合47.8%）、女子が41件（同45.6%）でした。

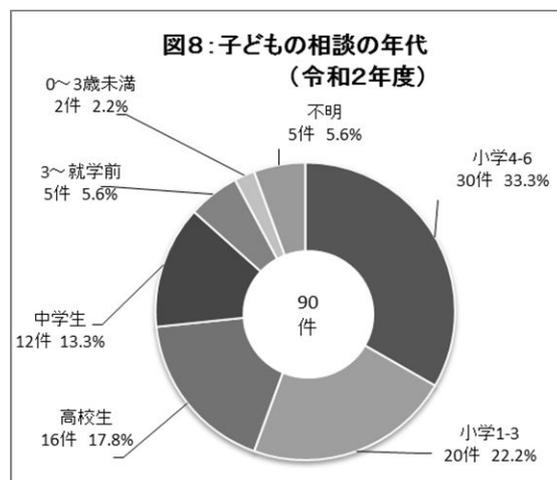
（図7）

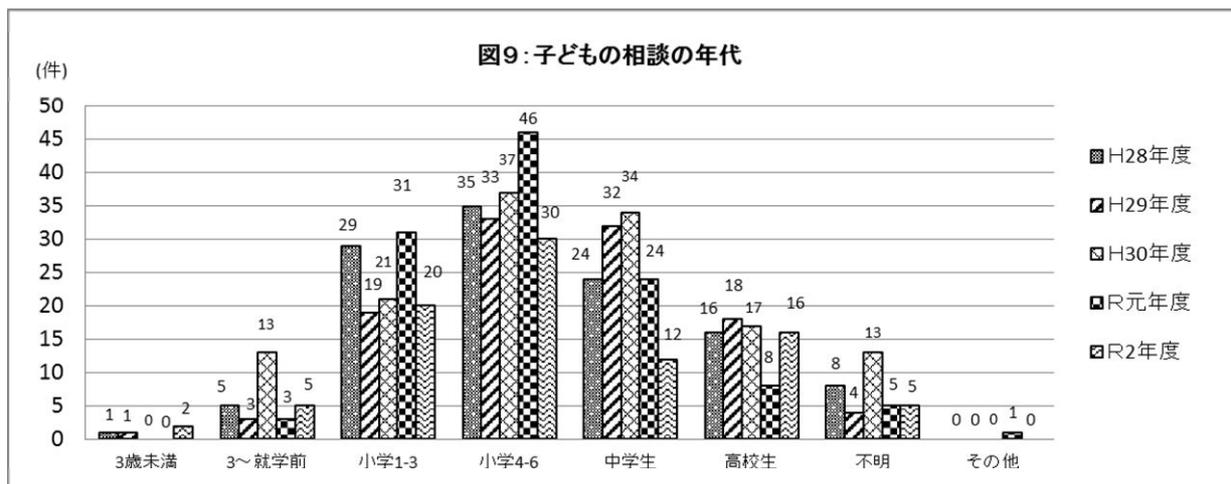


(エ) 子どもの年代

相談の対象となった子どもの年代は、小学校高学年が30件（相談受付件数全体に占める割合33.3%）、小学校低学年が20件（同22.2%）、高校生が16件（同17.8%）、中学生は12件（同13.3%）となっています。

前年度と比べて、高校生が8件増加しましたが、小学校高学年が16件、中学生が12件、小学校低学年が11件それぞれ減少しました。（図8～9）

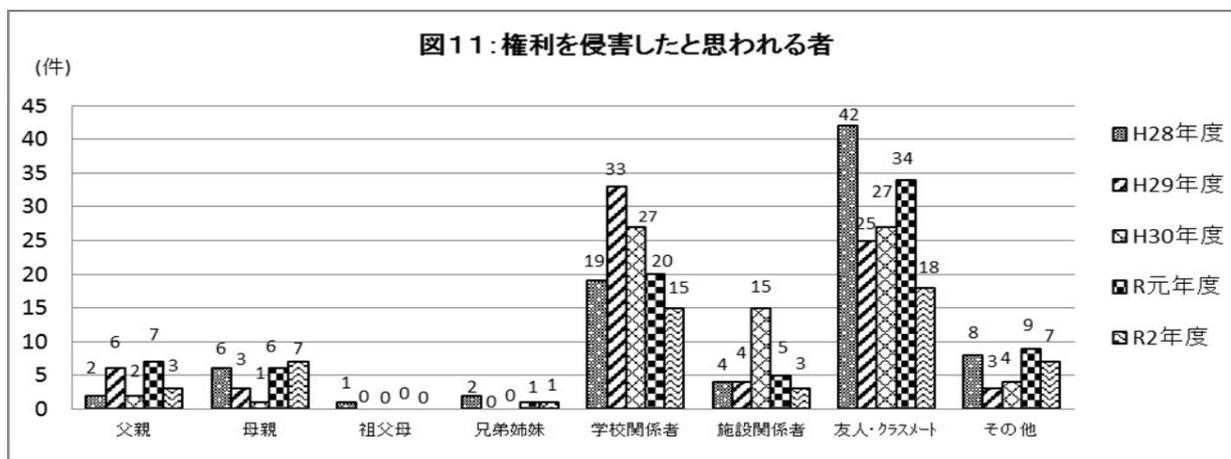
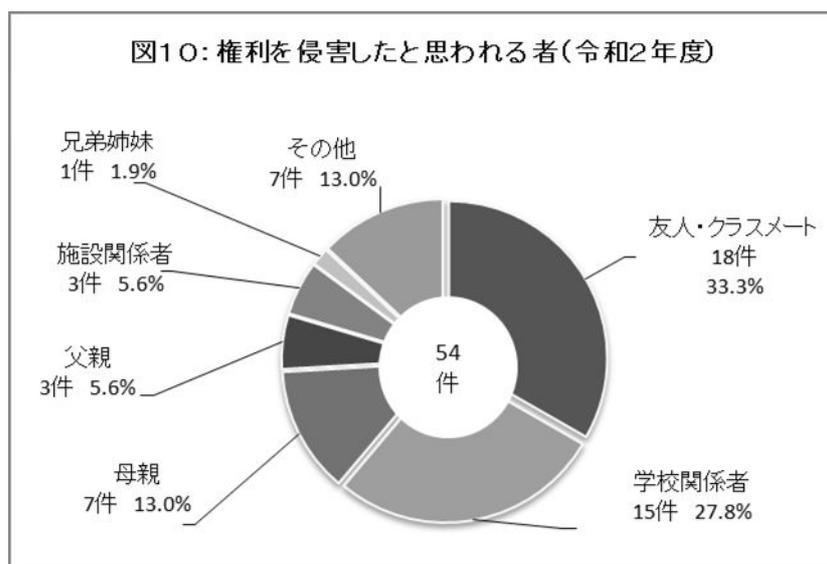




(オ) 権利を侵害したと思われる者

権利侵害があると思われる相談 54 件のうち、権利を侵害したと思われる者は、友人・クラスメートが 18 件(権利侵害があると思われる相談全体に占める割合 33.3%)、学校関係者が 15 件(同 27.8%)、母親が 7 件(同 13.0%)、父親、施設関係者がそれぞれ 3 件(同 5.6%) でした。

前年度と比べて、母親が 1 件増加しましたが、友人・クラスメートが 16 件、学校関係者が 5 件、父親が 4 件、施設関係者が 2 件それぞれ減少しました。(図 10~11)

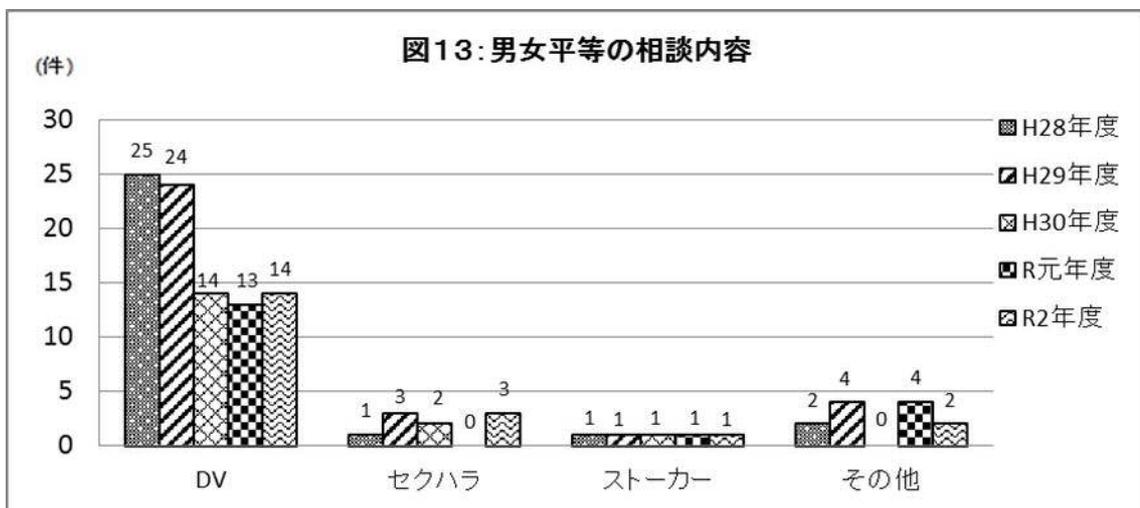
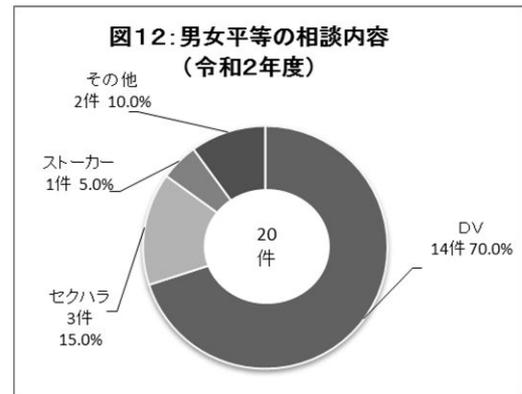


イ 男女平等の相談

男女平等の相談受付件数は20件で、前年度（18件）より2件増加しました。（4ページの図2）

内容別では、ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する相談が14件（全体に占める割合70.0%）、セクハラに関する相談が3件（同15.0%）、ストーカーに関する相談が1件（同5.0%）でした。

前年度と比べて、セクハラに関する相談が3件、DVに関する相談は1件増加しました。（図12～13）



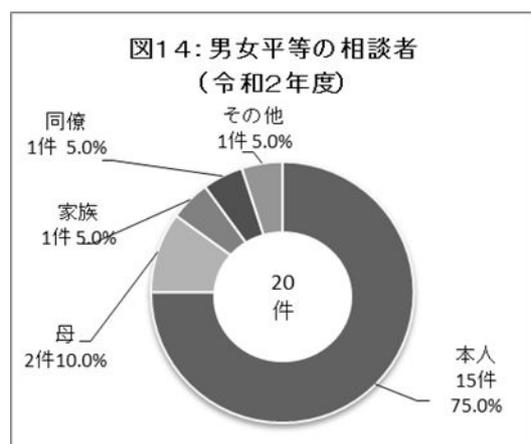
相談者は、本人が15件（全体に占める割合75.0%）、母が2件（同10.0%）、家族、同僚、その他がそれぞれ1件（同5.0%）でした。

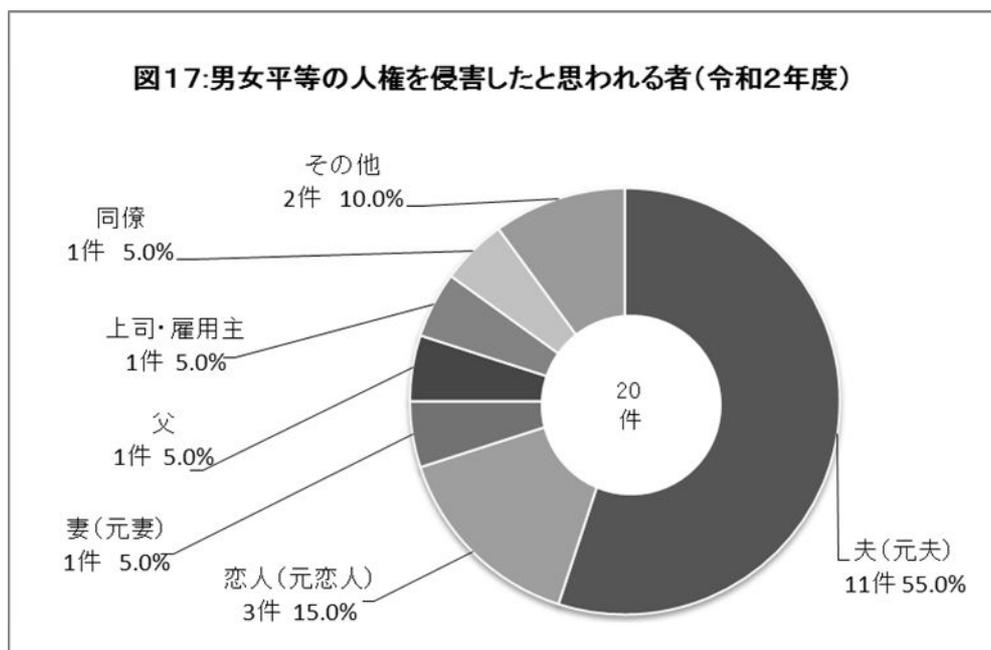
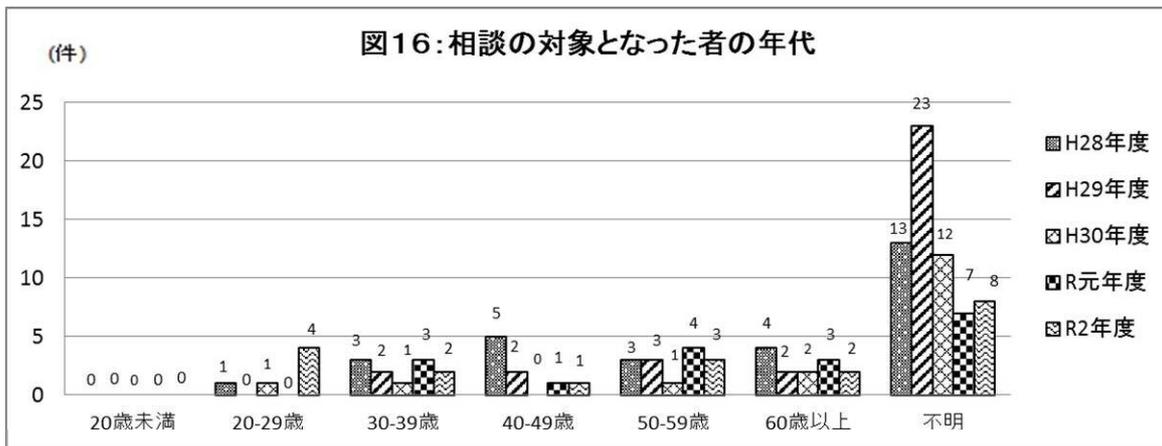
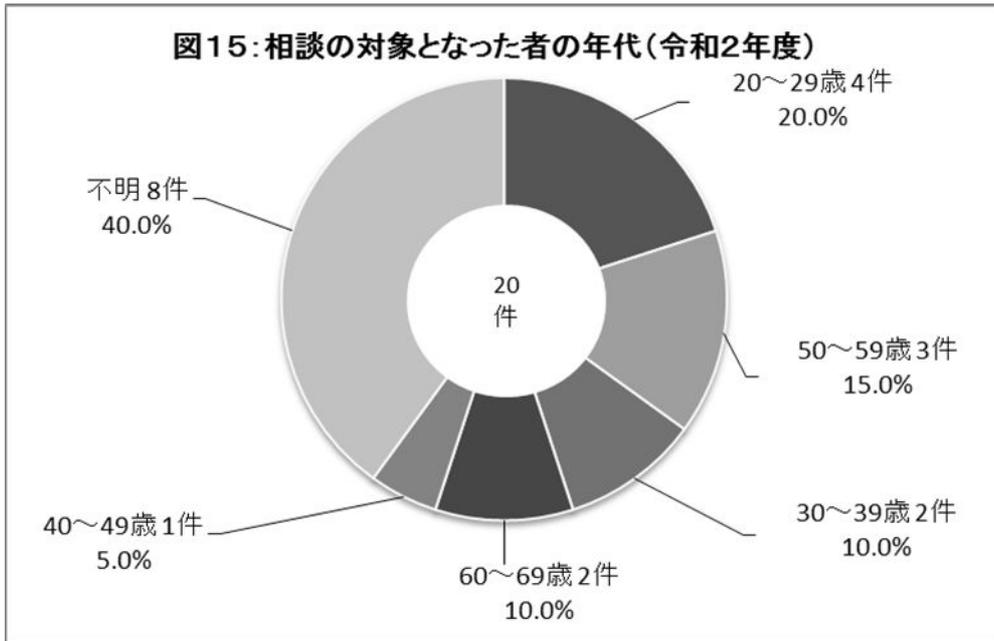
（図14）

相談の対象となった者の年代は、20歳代が4件（全体に占める割合20.0%）、50歳代が3件（同15.0%）、30歳代、60歳代がそれぞれ2件（同10.0%）で、40歳代が1件（同5.0%）、不明は8件（同40.0%）でした。（図15～16）

なお、相談の対象となった者の性別は、女性が18件（全体に占める割合90.0%）、男性は1件（同5.0%）、不明は1件（同5.0%）でした。

人権を侵害したと思われる者は、夫（元夫）が11件（全体に占める割合55.0%）、恋人（元恋人）が3件（同15.0%）、妻（元妻）、父、上司・雇用主、同僚がそれぞれ1件（同5.0%）でした。（図17）



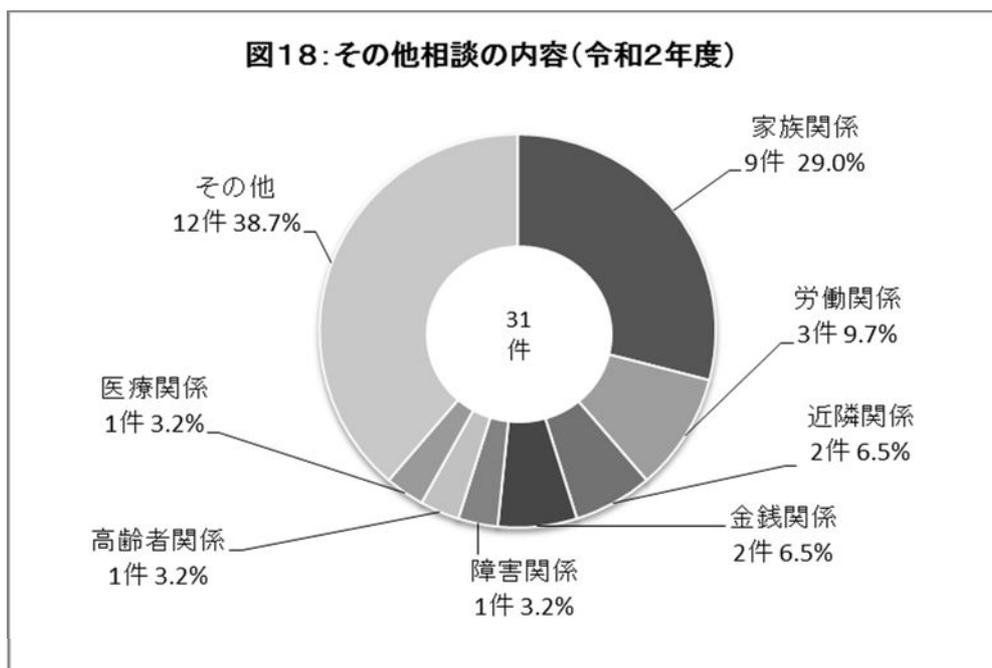


ウ その他相談

人権オンブズパーソンは、管轄外の相談に対してもできる限り解決が図られるよう、必要に応じて助言したり、専門的な相談機関を紹介するなど、相談者の立場に立って対応しています。

その他相談は、前年度（76件）より45件減少し、31件でした。（4ページの図2）

その他相談の内訳は、家族関係が9件（全体に占める割合29.0%）、労働関係が3件（同9.7%）、近隣関係、金銭関係がそれぞれ2件（同6.5%）などでした。（図18）



なお、相談受付件数には計上していませんが、無言電話やいたずら電話などが合計32件ありました。

(2) 相談の継続及び調整活動

相談は電話によるものがほとんどで、1回で相談を終了するケースが多くなっていますが、相談者の気持ちが整理できない場合や複雑なケースの場合には、継続して相談を受け、解決に向け相談者を支援しています。継続した相談（以下「継続相談」という。）では、電話による相談だけでなく、面談や関係機関等との調整活動を行うこともあります。

ア 継続相談の状況

子どもの相談と男女平等の相談の受付件数 110 件のうち、43 件が継続相談で、受付件数の 39.1% を占めています。そのうち子どもの相談が 35 件、男女平等の相談が 8 件でした。（表 2）

表2 (単位：件)

相談種別	相談受付件数 a	継続相談の件数		1回の相談で終了した件数	
		b	b/a	a-b	(a-b)/a
子どもの相談	90	35	38.9%	55	61.1%
男女平等の相談	20	8	40.0%	12	60.0%
計	110	43	39.1%	67	60.9%

イ 継続相談の回数及び相談方法

継続相談 43 件に対する電話相談・面談等の延べ回数は合計 207 回でした。1 件当たりの回数の平均は 4.8 回で、子どもの相談では平均 5.5 回、男女平等の相談では平均 1.8 回でした。

相談方法は、電話が 174 回（全体に占める割合 84.1%）、事務所内外での面談等が 33 回（同 15.9%）でした。（表 3）

表3 (単位：回)

相談種別	継続相談案件の 相談回数		方法			
			電話		面談	
	c	(c/b)	d	(d/c)	e	(e/c)
子どもの相談	193	5.5	163	84.5%	30	15.5%
男女平等の相談	14	1.8	11	78.6%	3	21.4%
計	207	4.8	174	84.1%	33	15.9%

なお、令和元年度に受付した相談のうち、年度内に解決せず令和 2 年度に継続した相談は 2 件あり、子どもの相談でした。

ウ 継続相談の時間

継続相談の1回にかかる時間は、30分未満が159回（全体に占める割合76.8%）、30分～60分未満が22回（同10.6%）、90分以上が17回（同8.2%）、60分～90分未満が9回（同4.3%）でした。（表4）

表4

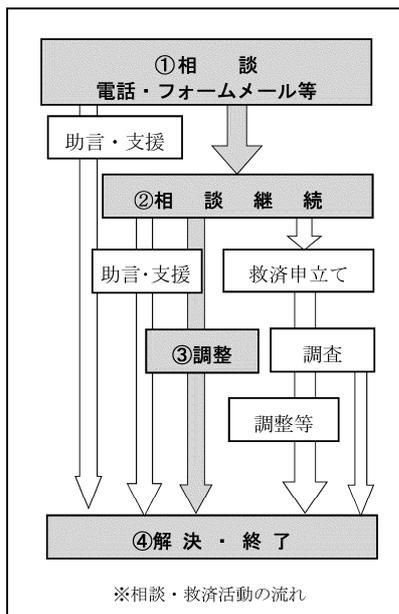
（単位：回）

相談種別	継続相談の延べ回数 c	時間							
		30分未満		30-60分未満		60-90分未満		90分以上	
		g	g/c	h	h/c	i	i/c	j	j/c
子どもの相談	193	152	78.8%	18	9.3%	8	4.1%	15	7.8%
男女平等の相談	14	7	50.0%	4	28.6%	1	7.1%	2	14.3%
計	207	159	76.8%	22	10.6%	9	4.3%	17	8.2%

エ 継続相談及び調整活動

子どもの継続相談から救済の申立てに至ったものが6件ありましたが、救済の申立てを行わなくとも相談を重ねることにより、自ら解決していくケースがほとんどであり、継続相談も実質的な救済活動となっています。また、相談を継続する中で、必要に応じて関係機関等との調整活動を行っています。この調整活動でも、本人の力によって解決が図られるよう支援することを重視しています。こうした人権オンブズパーソンが行う調整活動について、令和2年度までの事案を、プライバシーに配慮し、事例として紹介します。

【事例】



〈主な活動概要〉

○X月a日：保護者から、保育園での子ども同士のトラブルで、保育士が困った対応をしているという電話相談が入りました。相談者に、人権オンブズパーソンとしてできることを説明したところ、しばらく考えてみるということでした。[図①]

○X月b日：再度、相談者から連絡があり、人権オンブズパーソンにかかわってほしいということでしたので、間に入って簡易な調整をすることになりました。[図②]

○X月c日：人権オンブズパーソンが関係機関に連絡し、事情を伝えました。その後、当事者である相談者自身と保育園で話し合いをしました。[図③]

○X月d日：その後の状況について、人権オンブズパーソンが相談者に確認したところ、対応が改善されたことが確認できたため、相談を終了としました。[図④]

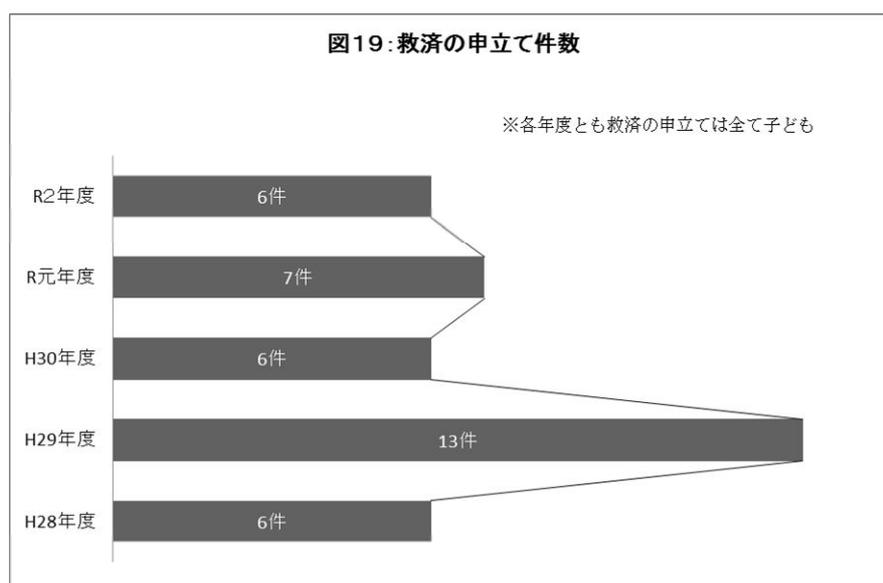
2 救済の概要

人権オンブズパーソンは、救済の申立てを受けると、権利を侵害されたと思われる者や関係機関等に対して調査を行い、必要に応じて調整を図るなどの救済活動を行っています。救済活動に当たっては、権利を侵害されたと思われる者の気持ちに寄り添い、十分に話を聴いて、問題点を共に整理していきます。また、関係者等からの資料提出や聴き取り、さらには現地訪問などにより、双方の意見や置かれている状況等について十分な調査を行います。そして、第三者的機関として公平に調査した結果をもとに、関係者間の調整を行って解決を目指します。

人権オンブズパーソンは、これらの調査・調整活動を通して、市民の人権の擁護者として、市民が主体的に解決できるよう支援するとともに、公正な立場から適切に事案の解決に当たっています。

(1) 救済の申立て受付件数

令和2年度の救済の申立て受付件数は6件で、全て子どもに関するものでした。(図19)



(2) 救済の申立て内容

令和2年度に新規に受付した子どもの救済の申立て6件のうち、学校等の対応の問題に関するものが5件、いじめに関するものが1件でした。(表5)

表5 (令和2年度 救済の申立て受付状況)

	種別	申立ての内容※	申立て・調査開始	終了	活動回数
1	子ども	学校等の対応の問題	令和2年10月	継続	31
2	子ども	学校等の対応の問題	令和2年10月	令和3年2月	42
3	子ども	学校等の対応の問題	令和3年1月	継続	64
4	子ども	学校等の対応の問題	令和3年3月	継続	10
5	子ども	いじめ	令和3年3月	継続	8
6	子ども	学校等の対応の問題	令和3年3月	継続	3

※申立ての内容の分類は、受付時の申立て内容に基づいています。

令和2年度に救済の申立てを受付した事案6件のうち、終了したものは1件、次年度へ継続したものは5件でした。

なお、前年度に受け付けた救済の申立て事案7件のうち、令和2年度に継続した案件1件については終了し、令和2年度中の活動回数は19回でした。

ア 救済を申し立てた者

令和2年度に受付した救済の申立て事案のうち、申し立てた者については、本人が5件、母親が1件でした。

イ 権利を侵害されたと思われる者

令和2年度に受付した救済の申立て事案のうち、権利を侵害されたと思われる者の年代は、小学生が3件、中学生が1件、高校生が2件でした。

(3) 救済活動の状況

令和2年度及び令和元年度から継続していた事案（1件）を含めた7件に対して、令和2年度の救済活動の回数は、合計で177回ありました。

活動方法では、電話等によるものは121回、面談等のうち事務所内での面談が31回、学校等現地を訪問しての活動が25回でした。また、1回当たりの活動時間は、30分未満が70.1%を占めています。（表6）

表6

（単位：回）

事案件数	活動回数	方法			時間				
		電話等	面談等		30分未満	30～60分未満	60～90分未満	90～120分未満	120分以上
			事務所内	訪問					
7件	177	121 68.4%	31 17.5%	25 14.1%	124 70.1%	18 10.2%	13 7.3%	12 6.8%	10 5.6%

3 発意調査の概要

人権オンブズパーソンは、救済の申立てがなくても市民等が人権侵害を受けていると認めるときには、自らの発意に基づき調査・調整を行うことができます（川崎市人権オンブズパーソン条例第16条）。人権オンブズパーソンは、各関係機関等に説明や資料提供を求め事実関係の確認を行い、これら関係機関等との連携・協力のもと問題解決を図っていきます。

令和2年度には、子どもに関して1件の調査を開始しました。（表7）

表7

（単位：回）

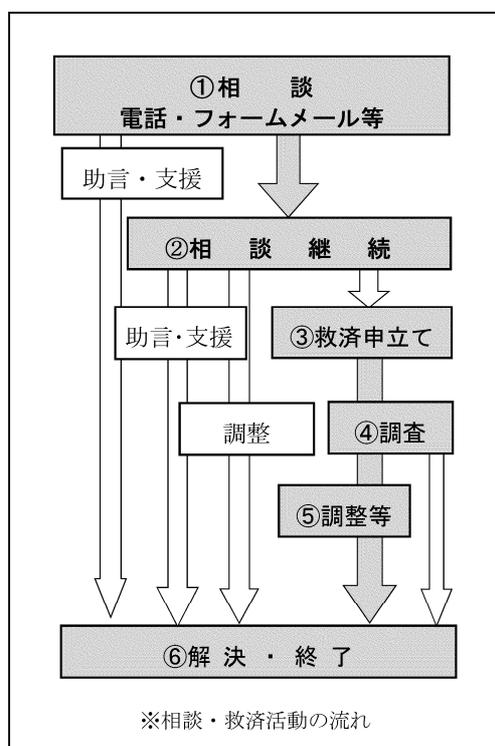
事案件数	活動回数	方法			時間				
		電話等	面談等		30分未満	30～60分未満	60～90分未満	90～120分未満	120分以上
			事務所内	訪問					
1	45	33 73.3%	9 20.0%	3 6.7%	31 68.9%	4 8.9%	3 6.7%	2 4.4%	5 11.1%

4 救済活動の様子

救済活動は、申立て事案の内容により進め方が異なりますが、救済活動の実際を理解していただくために、例年、当該年度に終了した事案をもとに、プライバシー保護のため、複数の事案を組み合わせるなど、内容を一部加工して、活動の様子を紹介しています。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、多くの救済事案が年度内に終了に至っていないことから、今回は例外的に、過去の事案をもとに内容を加工して、相談・救済活動の流れの図とともに活動の様子を紹介します。

したがって、この事例は、救済活動の主な流れを追ったものであり、事実関係は実際の事案とは異なります。

【事例】



〈主な活動概要〉

○X月a日：中学校の生徒から、学校で特定の生徒に嫌がらせを受けており、学校に相談したところ、学校は嫌がらせをしている生徒に対し指導をしたようだが、その後も嫌がらせが続いており、安心して登校できないという電話相談がありました。

[図①]

○X月b日：詳しい話を聞くために、生徒に来所を促したところ、保護者と共に来られました。生徒は登校不安を訴えていたため、人権オンブズパーソンは「救済の申立て」について説明しました。生徒は、申立てをするかどうかをすぐには決められないとのことで、申立書を持ち帰りました。[図②]

○X月c日：数日後、安心して登校できるようにしてほしいという内容の救済の申立書が届きました。[図③]

○X月d日：人権オンブズパーソンは、生徒から救済の申立てがあったことを学校に伝え、これまでの経緯等を確認するため、学校に対し文書による調査を行いました。

また、文書だけでは把握できないこともあり、学校に赴き、授業の様子を見学し、学校関係者から聞き取り調査を行いました。[図④]

○Y月e日：再度、人権オンブズパーソンは学校を訪問し、他の教員からも聞き取り調査を行いました。[図④]

○Y月f日：これらの調査の中でいくつかの問題点が発見でき、この点を学校側に指摘し、協議を行ったところ、学校側は、今まで気付かなかった点だったとして、この点についての改善の提案が出されました。[図⑤]

○Y月g日：申立人である生徒、保護者と面談の上、学校側の提案について確認等を行いました。[図⑤]

○Y月h日～：人権オンブズパーソンは、学校に対し、申立人と保護者が改善案を受け入れることを伝え、しばらく生徒の登校状況を見守ることにしました。[図⑤]

○Z月i日：生徒が安心して登校できる状態が継続してきたため、引き続きの見守りを学校側にお願いし、終了としました。[図⑥]

(参考) 事例に使用した事案のうち、主たる事案の活動回数

面接相談(申立人・家族等)	2回
電話相談(申立人)	2回
調査・調整(関係機関、学校等)	6回
調査・調整(申立人・家族等)	4回
その他軽易な電話連絡	7回

救済活動では、本人の気持ちに寄り添いながら、申立て事由に関する実態調査を行います。

その後、調査結果をもとに関係者等との面談、事案発生場所への訪問などを積み重ね、申立ての原因となった事項を客観的に把握するよう努め、同時に、多方面から問題にアプローチしていき、中立かつ公正な立場で課題整理を行います。

特に事例で紹介した事案においては、学校側が人権オンブズパーソンの活動を理解し、当該生徒を含めた全ての子どものためにとして、子どもに寄り添った提案がありました。

とりわけ子どもに関しては、子ども自身がその思いや事柄を的確に表現することが難しい場合もあり、言葉に込められた真意をさまざまな方法で確かめながら、子どもにとって最もよい解決策を見出すため、本人や関係者、関係機関等との合意形成を慎重に行っています。解決の方向が見えた後も、一定期間、子どもや子どもを囲む環境の変化等の様子を見守り、安心できる状況が確認できたところで調査・調整活動を終了しています。

5 広報・啓発等

(1) 人権オンブズパーソン子ども教室

人権オンブズパーソン子ども教室では、人権オンブズパーソンや専門調査員が学校や児童養護施設に出向き、人権や相談事例について、広報啓発DVDやPR動画等を活用して説明し、直接子どもたちに人権の大切さや人権オンブズパーソンが安心して相談できる機関であることを話しています。

令和2年度は、小学校8校、中学校4校で実施し、全体で延べ1,895人が参加しました。また、人権オンブズパーソンから、新型コロナウイルス感染症の影響による人権侵害についてのお話もあり、川崎中学校においては、川崎市市民文化大使でヴァイオリニストの大谷康子さんによるお話と演奏もありました。

なお、実施を予定していた小学校1校と児童養護施設2施設については、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止となりましたが、相談カード等を配布し人権オンブズパーソンの周知を図りました。

ア 実施状況

No.	実施日時	学校名	対象	参加人数
1	7月30日(木) 13:15~14:00	田島小学校	5年生 2クラス	59人
2	9月25日(金) 13:25~15:00(入替制)	小杉小学校	5年生 2クラス	73人
3	10月15日(木) 13:30~14:55(入替制)	梶ヶ谷小学校	5年生 4クラス	123人
4	11月6日(金) 13:30~14:15	南河原小学校	5年生 2クラス	72人
5	11月19日(木) 14:20~15:05	金程小学校	5年生 2クラス	68人
6	11月20日(金) 13:20~14:50(入替制)	殿町小学校	5年生 3クラス	84人
7	12月3日(木) 13:25~14:55(入替制)	三田小学校	5年生 3クラス 6年生 3クラス	208人
8	12月18日(金) 10:45~12:05(入替制)	小倉小学校	2年生 5クラス	140人
		小学校 8校	全26クラス	827人
1	11月16日(月) 8:40~10:10	川崎中学校	1年生 4クラス	139人
2	11月18日(水) 13:20~15:00(入替制)	井田中学校	2年生 5クラス	175人
3	2月19日(金) 13:30~14:20	王禅寺中央中学校	3年生 4クラス	130人
4	2月24日(水) 13:25~14:10	宮崎中学校	1年生 9クラス 3年生 8クラス	624人
		中学校 4校	全30クラス	1,068人



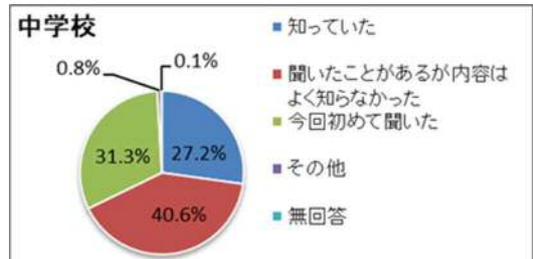
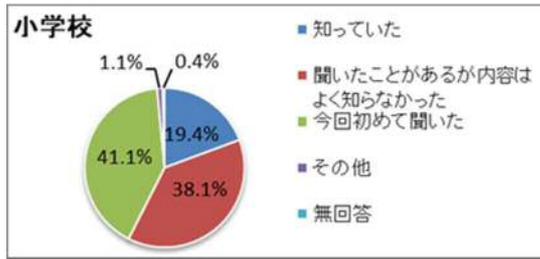
○人権オンブズパーソンによる中学校での「子ども教室」



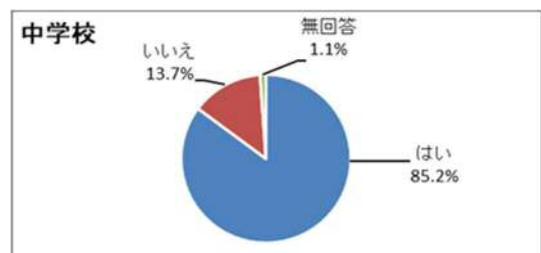
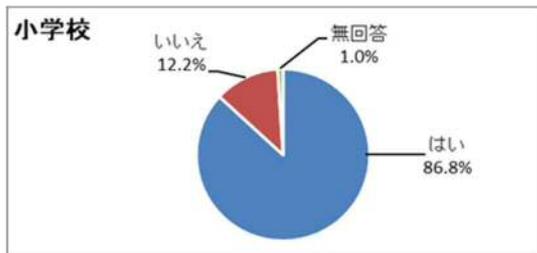
○専門調査員による小学校での「子ども教室」

イ アンケート実施結果

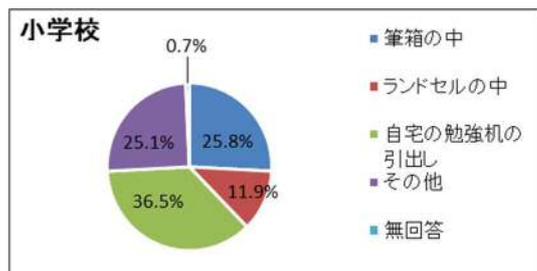
○これまでに、人権オンブズパーソン（又は「子どもあんしんダイヤル」）を知っていましたか？



○大人で相談できる人はいますか？



○配布された相談カードはどこにしまいますか？



○主な感想（原文のまま載せています）

[小学校]

- 今日のお話で一番いんしょうにのこったのは、川崎市子どもの権利条例のお話です。名前はきいたことはあったけど、内容はしらなかったのが勉強になりました。そして、なまえをいわなくても相談できるというのは、とってもびっくりしました。
- ひとそれぞれちがうんだなということが、よくわかりました。これからもっともっと、人をやさしくしてあげたいです。人をもっとたいせつにしていきます。
- ありのままにいる権利を聞いて、人にひていされても、ありのままにしようと自信がうまれました。
- 子どもも安心し、ありのままに生きる事の出来る人権（権利）がある。悩みがある時は、（ためらわずに）友達、家族、先生などに相談する。困った事があれば、いつでも相談できる（人権オンブズパーソンに）
- 人はそれぞれ権利があるということが分かりました。また、人が困っていたらどのように話しかけていいのか分かったし、逆に自分も守りたいし守られたいと思いました。困ったら誰かに相談します。
- 1人1人みんなに、権利があるから、人の権利をうばう事はゆるされないことが分かりました。「7つの権利」があることが分かり、権利は1人1人のためにも大切だということが分かりました。

[中学校]

- 人権を学んだことで色んな人に優しく接する事が心がけられるようにしたい。自分を守って、辛い事をためずにちゃんとだれかに相談していきたい。言動だけでなく色んな行動に気を付けて自分がだれかの悩みの種にならないようにしたい。
- 今回話を聞いて言葉遣いなど自分にも引っかかる場所があったので直したいと思いました。「自分がやられたくないことはやらない」小さい頃から言われてきたことですが、今回改めて思いました。また「人権は空気のようなもの」という言葉が心に残ったので、これから意識して過ごしていきたいです。
- もしかしたら自分は大丈夫だと思っても友達をいやな思いにさせてしまっているかもしれないので行動する前にその行動は適しているか考えてから行動していくことが必要だと感じた。”権利”をもう1度見直し、今回学んだことをこれから生かしていきたい。
- 友達に合わせるのではなく、自分自身が思ったこと、感じたことを素直に伝えるのも大切だと思いました。”ありのままの”普通のことを聞かせるけど、それを意識することでより、楽しい毎日が送れる”と思いました。
- 周りの目を気にするのではなく、まずは自分の気持ちをよく確かめて、一人で悩み続けるのではなく、誰かに助けを求めることが大切だということが分かりました。動画や説明をよく聞いたことで、「川崎市子どもの権利条例」について具体的に知ることができました。今回の「人権オンブズパーソン子ども教室」を通じて、社会の授業で学んだことと、照らし合わせながら、「人権」について改めてよく考えさせられる機会でした。
- コロナウイルスのいじめ問題が流行している中で、いい対策方法を学びました。嫌な事があったら相談できる大人が僕にはいるのでよかったです。相談したくなったらお電話させていただきます。ありがとうございました。

(2) 高校生を対象とした人権学習（デートDV予防講座）

DV予防、子どもの権利の尊重及び人権オンブズパーソン制度の周知を目的として、高校生を対象に川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）と協働でワークショップを実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止となったため、市立高等学校の生徒に、デートDVや人権オンブズパーソンに関するパンフレットを配布し啓発を行いました。

(3) 広報活動

ア 相談カード等の配布、人権オンブズパーソン通信の発行、ポスターの掲出

- 相談カード（約151,500枚）、保護者用チラシ（約153,000枚）

市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、外国人学校を通して園児や児童・生徒に配布するとともに、こども文化センター、わくわくプラザ等でも配布



○子どもあんしんダイヤルを掲載した「相談カード」

- 人権オンブズパーソン通信（小学校約40,000枚、中学校約32,000枚）

市立小学校（4～6年生）の児童及び市立中学校の生徒へ学校を通して配布

- ポスター（約1,700枚）
広報掲示板、庁内、学校等
関係施設等に掲示



○ポスター



○市政だより

- 市政だより
6月21日号（運営状況の報告）
2月21日号（相談窓口の周知）

イ 映像、Web 等での広報

- YouTube での15秒PR動画及び中学生向けPR動画の配信
- 15秒PR動画については、区役所ロビー等の広報用モニター、アゼリアビジョンで放映。令和2年度から、「かわさき人権フェア」やJ R川崎駅東口駅前広場広告塔でも放映



○「子どもあんしんダイヤル」を周知する15秒のPR動画



○中学生向けPR動画

ウ 啓発パネル等の掲出

- 市広報コーナー（アゼリア）、区役所ロビー等（6区）での啓発パネル等の掲出



○市広報コーナーでのパネル展示

エ その他（※）新型コロナウイルス感染症の影響により資料配布のみ

- 関係団体等への周知活動
 - ・川崎市PTA連絡協議会（※）
- 講師としての活動
 - ・川崎市教育委員会新任校長研修（※）
 - ・一般財団法人川崎市保育会園長研修（池宗代表人権オンブズパーソン）
- イベントでの展示等
 - ・かわさき子どもの権利の日のつどい、かわさき人権フェア、すくらむまつり、みんなで子育てフェアさいわい、なかはら子ども未来フェスタ、高津区こども・子育てフェスタ、みやまえ子育てフェスタでの展示
 - ・令和2年度から、「川崎市成人の日を祝うつどい」で大崎人権オンブズパーソンからの祝辞を放映
- 報道機関からの取材
 - ・人権オンブズパーソン制度に関する記事（タウンニュース）
 - ・人権オンブズパーソン子ども教室に関する記事（東京新聞、神奈川新聞、東京新聞TODAY、タウンニュース）



○商業施設で開催した「なかはら子ども未来フェスタ」での周知

6 その他

(1) 人権オンブズパーソン会議等の開催

○人権オンブズパーソン会議（12回）及び事例検討会（8回）

(2) 研修等への参加

○川崎市総合教育センター視察

○特定非営利活動法人施設（キーアセット川崎オフィス）視察

○神奈川県主催 女性相談員等研究協議会

○神奈川県人権センター主催 人権学校（2回）

○川崎市要保護児童対策地域協議会宮前区実践者会議主催 講演会（叩かない子育て宣言「体罰によらない子育てのために」）

○川崎市市民文化局人権・男女共同参画室主催

・川崎市人権学校（インターネットの危険性（動画配信））

・市職員向け人権研修（性的マイノリティ（川崎市総務企画局行政改革マネジメント推進室との共催））

○川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室主催

・「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」研修

DV被害者支援の精神科医療に関するスーパーバイズ研修

(3) 連携会議等への出席（※）新型コロナウイルス感染症の影響により書面会議で実施

○川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会

○川崎市男女共同参画推進員連絡調整会議

○川崎市こども施策庁内推進本部会議こども安全推進部会（※）

○川崎市要保護児童対策地域協議会代表者会議（※）

○川崎市DV被害者支援対策推進会議DV被害者相談支援部会

○川崎市人権尊重教育推進会議（※）

○川崎市いじめ防止対策連絡協議会（※（2回開催のうち1回が書面会議））

(4) 情報交換等（※）新型コロナウイルス感染症の影響により資料配布のみ

○市内市民活動団体（かわさきチャイルドライン、CAPかわさき、NPO法人エンパワメントかながわ）との情報交換会

○川崎市人権擁護委員協議会との意見交換会（※）

○川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）との意見交換会（2回）

○川崎市市民文化局人権・男女共同参画室との意見交換

○川崎市児童相談所との意見交換

○川崎市教育長との懇談、川崎市小学校校長会長との懇談、川崎市中学校校長会長との懇談

人権オンブズパーソン活動の1年を振り返って

令和2年4月に川崎市人権オンブズパーソンに就任しました。人権オンブズパーソンとして最初の年となる本年は、世界的な自然災害である新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた1年間となりました。

就任早々となる4月7日に、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言が発出されました。神奈川県を含む7都府県において緊急事態措置が実施され、川崎市人権オンブズパーソン事務局も、感染の拡大防止のためにテレワークの実施等の対応を余儀なくされました。もっとも、緊急の相談がタイムリーにできなくなるという事態だけは避けなければならぬとの強い思いが事務局にも専門調査員にもあり、各人が工夫をしながらできることを着実に行っていきました。その結果、相談業務に大きな支障を来すことなく、コロナ禍の難局を乗り越えることができました。もちろん、このような世界規模の異常事態を人権オンブズパーソンだけの力で乗り切れたわけではなく、関係各機関のご協力や相談者のご理解によるところが大変大きかったことは言うまでもありません。この場をお借りし、ご理解とご協力をいただいた皆様に、改めて厚く御礼を申し上げます。

緊急事態宣言の期間中、市内の小中学校の多くが臨時休業となりました。そのため、学校内のトラブルに関する相談は例年に比べて減少しました。特にいじめに関する相談については、例年ではゴールデン・ウィーク前後から件数が増加する傾向にありましたが、本年に関しては、5月の相談件数が1件（前年比－3件）、6月の相談件数が0件（前年比－5件）と大きく減少しました。

他方で、非常に懸念されたのが児童虐待やDVへの影響です。緊急事態宣言に伴う外出自粛要請や学校の臨時休業により、子どもが家庭内で過ごす時間が増えました。同様に大人も在宅勤務の増加などによって、家で過ごす時間が増えました。健康や将来に対する不安などストレスフルな環境下において、子どもと大人、夫婦やパートナーが多くの時間を共にすることが深刻な虐待やDVの発生リスクになると考えられました。

問題は、深刻な虐待やDVの発生リスクが高まるにもかかわらず、同じ理由からその早期発見が一層困難な状況になるということでした。加害者と被害者が家庭内で同じ時間と空間を共有するという事は、それだけ被害者が外部にSOSを発信することが困難となります。その結果、虐待やDVの発見が遅れて被害が深刻化するおそれがありました。

この点について、相談件数の比較だけでは前年と比べて特段な差は認められませんでした

が、上記のような事情（被害の増加と潜在化）があると考え、緊張感を持って相談業務に対応するとともに、虐待やDVの存在が疑われるケースでは躊躇なく速やかに関係機関との連携を図るよう努めました。

さて、人権オンブズパーソンが扱う業務の対象は、①子どもの人権侵害と②男女平等にかかわる人権侵害の2つです（川崎市人権オンブズパーソン条例第2条。以下、単に「条例」といいます。）。いずれについても共通して言えることは、問題の発生から解決に至るまでの一連の過程の中で、多くの人、団体、機関が関与する可能性があるということです。このことは、人権オンブズパーソンもまたこのような関与者の中の一組織として、相互に他の関与者と協力・連携を図りながら解決に努めるべきことを意味しています。

しかしながら、その一方で人権オンブズパーソンは、市民の人権の擁護者（条例第4条）、人権侵害の救済機関（条例第1条、同13条及び同14条）という役割を担っています。このような人権オンブズパーソンの職責から、他の関係機関との間で鋭く意見や方針が対立したり、場合によってはこれらの関係機関の行為や意思決定等が人権オンブズパーソンの調査（条例第15条及び同第16条）の対象となることさえあります。

以上のような人権オンブズパーソンの一見矛盾した立場・役割は、ときに関係各機関に無用な混乱を与えたように思われます。個々の事案において、人権オンブズパーソンが異なる立場・役割のいずれに重きを置いて活動すべきかの判断は必ずしも容易ではなく、当然、何か一律の基準があるわけでもありません。したがって、事案ごとに考えながら決めていくほかなく、この点が人権オンブズパーソンとして活動する中で特に難しいところであると感じました。

もっとも、その時々で求められる役割や立場は違っても、究極的な目的は常に子どもの権利の実現、男女平等社会の実現であり、この目的自体が変わることはありません。そして、この究極的な目的は、関係各機関の目的でもあるはずで、そうだとすれば、いずれの立場・役割であれ、人権オンブズパーソンは関係各機関と同じゴールを目指していると言えます。

人権オンブズパーソンとしては、今後もこのような考えで活動していることを関係各機関に根気強く説明しながら、子どもの権利の実現、男女平等社会の実現のために邁進していく所存です。

川崎市人権オンブズパーソン 大 崎 克 之

II 參考資料

1 年度別統計表

本統計表の分類は相談受付時の訴えに基づいています。また、受付時に複数の訴えがある場合、主たる訴えをもって1件としています。単位はすべて「件」です。

相談受付総件数

年度	子ども	男女平等	その他	合計
H14年5月 ～ H23年3月	1962	773	853	3588
H23年度	200	77	88	365
H24年度	256	56	61	373
H25年度	161	61	27	249
H26年度	138	60	30	228
H27年度	171	52	44	267
H28年度	118	29	35	182
H29年度	110	32	60	202
H30年度	135	17	45	197
R元年度	118	18	76	212
R2年度	90	20	31	141
累計	3,459	1,195	1,350	6,004

救済申立て及び発意調査総件数

年度	救済申立て			発意調査
	子ども	男女平等	合計	
H14年5月 ～ H23年3月	106	17	123	5
H23年度	9	0	9	0
H24年度	11	0	11	0
H25年度	7	0	7	1
H26年度	5	0	5	2
H27年度	3	0	3	1
H28年度	6	0	6	2
H29年度	13	0	13	0
H30年度	6	0	6	4
R元年度	7	0	7	1
R2年度	6	0	6	1
累計	179	17	196	17

(注)「発意調査」はすべて子どもの案件で調査開始年度

(1) 子どもの相談

子どもの相談 相談内容

年度	いじめ	学校等の対応の問題	虐待	体罰	セクハラ	差別	その他	権利侵害がないと思われる相談	合計
H14年5月 ～ H23年3月	609	274	133	49	45	11	273	568	1,962
H23年度	46	37	10	1	1	1	19	85	200
H24年度	60	37	11	4	2	0	11	131	256
H25年度	42	17	4	4	3	0	6	85	161
H26年度	30	32	12	2	2	0	7	53	138
H27年度	47	31	15	4	1	1	15	57	171
H28年度	36	21	6	3	0	0	18	34	118
H29年度	21	33	8	5	1	1	5	36	110
H30年度	26	35	3	7	1	0	4	59	135
R元年度	34	20	11	2	1	1	13	36	118
R2年度	16	16	8	3	1	2	8	36	90

子どもの相談 相談者

年度	本人	母	父	祖父母	近隣	学校関係者	その他	合計
H14年5月 ～ H23年3月	962	742	65	40	26	13	116	1962
H23年度	99	84	6	5	3	0	3	200
H24年度	143	84	8	5	4	1	11	256
H25年度	78	65	6	3	2	1	6	161
H26年度	64	59	4	3	1	1	6	138
H27年度	79	65	9	5	0	0	13	171
H28年度	70	31	7	2	2	1	5	118
H29年度	55	40	7	2	1	0	5	110
H30年度	64	51	7	6	3	0	4	135
R元年度	68	32	7	2	4	0	5	118
R2年度	48	30	4	0	2	0	6	90

子どもの相談 相談の対象となった子どもの年代

年度	3歳未満	3～就学前	小学1-3	小学4-6	中学生	高校生	不明	合計
H14年5月 ～ H23年3月	32	90	421	574	95	187	152	1962
H23年度	1	10	38	70	57	18	6	200
H24年度	2	5	44	91	76	20	18	256
H25年度	1	5	35	49	43	20	8	161
H26年度	0	13	27	49	28	16	5	138
H27年度	2	10	41	45	43	22	8	171
H28年度	1	5	29	35	24	16	8	118
H29年度	1	3	19	33	32	18	4	110
H30年度	0	13	21	37	34	17	13	135
R元年度	0	3	31	46	24	8	6	118
R2年度	2	5	20	30	12	16	5	90

子どもの相談 権利を侵害したと思われる者

年度	父	母	祖父母	兄弟姉妹	親族	学校関係者	施設関係者	友人・クラスメート	その他	合計
H14年5月 ～ H23年3月	63	101	3	16	3	308	65	609	226	1394
H23年度	9	7	0	0	0	33	9	46	11	115
H24年度	7	6	0	0	0	39	2	62	9	125
H25年度	5	2	0	0	0	16	2	42	9	76
H26年度	8	5	1	0	0	22	13	30	6	85
H27年度	8	10	0	1	0	30	5	51	9	114
H28年度	2	6	1	2	0	19	4	42	8	84
H29年度	6	3	0	0	0	33	4	25	3	74
H30年度	2	1	0	0	0	27	15	27	4	76
R元年度	7	6	0	1	0	20	5	34	9	82
R2年度	3	7	0	1	0	15	3	18	7	54

注 「権利侵害がないと思われる相談」を除いた件数の内訳です。

(2) 男女平等の相談

男女平等の相談 相談内容

年度	DV	セクハラ	ストーカー	労働問題	その他	合計
H14年5月 ～ H23年3月	431	69	39	20	214	773
H23年度	57	4	1	1	14	77
H24年度	34	5	2	0	15	56
H25年度	49	0	0	0	12	61
H26年度	45	5	0	0	10	60
H27年度	30	4	2	0	16	52
H28年度	25	1	1	0	2	29
H29年度	24	3	1	0	4	32
H30年度	14	2	1	0	0	17
R元年度	13	0	1	0	4	18
R2年度	14	3	1	0	2	20

男女平等の相談 相談者

年度	本人	配偶者	母	同僚	その他	合計
H14年5月 ～ H23年3月	652	17	21	3	80	773
H23年度	66	0	2	0	9	77
H24年度	47	3	0	0	6	56
H25年度	52	4	0	0	5	61
H26年度	55	1	0	2	2	60
H27年度	46	0	2	0	4	52
H28年度	26	0	0	1	2	29
H29年度	28	0	0	0	4	32
H30年度	14	0	1	0	2	17
R元年度	16	0	0	0	2	18
R2年度	15	0	2	1	2	20

男女平等の相談 相談の対象となった者の年代

年度	20歳未満	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60歳以上	不明	合計
H14年5月 ～ H23年3月	15	68	175	120	84	49	262	773
H23年度	1	4	15	11	9	6	31	77
H24年度	0	3	13	11	3	7	19	56
H25年度	0	5	10	7	20	3	16	61
H26年度	1	1	6	4	18	2	28	60
H27年度	1	0	6	6	6	11	22	52
H28年度	0	1	3	5	3	4	13	29
H29年度	0	0	2	2	3	2	23	32
H30年度	0	1	1	0	1	2	12	17
R元年度	0	0	3	1	4	3	7	18
R2年度	0	4	2	1	3	2	8	20

男女平等の相談 人権を侵害したと思われる者

年度	父	母	夫 (元夫)	妻 (元妻)	恋人 (元恋人)	親族	同僚	雇用主・ 上司	知人	その他	合計
H14年5月 ～ H23年3月	16	2	537	31	44	8	9	48	13	65	773
H23年度	0	0	62	1	6	0	1	3	0	4	77
H24年度	0	0	45	0	4	0	0	1	0	6	56
H25年度	0	1	48	4	6	0	0	0	1	1	61
H26年度	0	0	49	2	4	0	2	1	2	0	60
H27年度	0	0	36	1	3	0	2	2	2	6	52
H28年度	0	0	25	1	1	0	1	1	0	0	29
H29年度	0	0	22	2	3	0	0	1	2	2	32
H30年度	0	0	12	1	1	0	0	2	1	0	17
R元年度	0	1	12	0	1	0	0	0	0	4	18
R2年度	1	0	11	1	3	0	1	1	0	2	20

(3) その他相談の内容

年度	家族 関係	近隣 関係	金銭 関係	高齢者 関係	障害 関係	医療 関係	労働 関係	その他	合計
H14年5月 ～ H23年3月	139	93	33	18	9	11	—	550	853
H23年度	16	15	2	3	11	5	—	36	88
H24年度	9	7	1	2	6	1	3	32	61
H25年度	11	1	0	0	3	1	5	6	27
H26年度	9	0	0	1	1	0	6	13	30
H27年度	13	4	0	0	1	1	3	22	44
H28年度	9	3	0	0	7	3	2	11	35
H29年度	13	2	0	1	2	1	4	37	60
H30年度	13	0	0	2	3	0	3	24	45
R元年度	15	4	1	3	8	3	7	35	76
R2年度	9	2	2	1	1	1	3	12	31

注 平成23年度までの「労働関係」は「その他」に含まれます。

2 制度の概要

(1) 人権オンブズパーソン制度の役割と意義

川崎市では、すべての市民が等しく人間として尊重されることをあらゆる施策の基本として総合的な人権施策を推進していますが、その中で、平成 12 (2000) 年 12 月に「川崎市子どもの権利に関する条例」が、そして平成 13 (2001) 年 6 月には「男女平等かわさき条例」が制定されました。

そして、これらの条例の策定にあわせて人権の侵害に関する救済制度の検討が行われ、平成 13 (2001) 年 6 月、子どもの権利の侵害や男女平等にかかわる人権侵害からの救済を目的とした「川崎市人権オンブズパーソン条例」が制定され、平成 14 (2002) 年 5 月から相談・救済活動を行う「川崎市人権オンブズパーソン制度」の運用を開始しました。

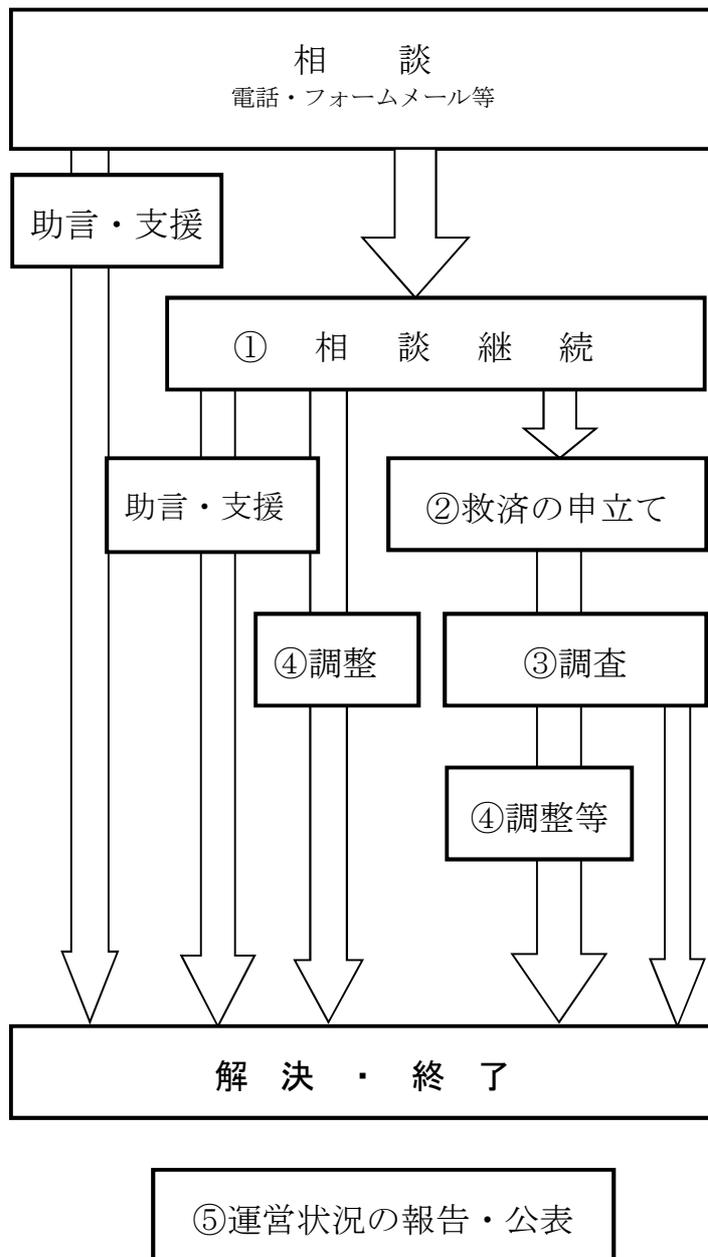
そして、人権救済機能を効率的で実効性あるものとするため、市政に関する苦情を処理し、開かれた市政の推進を図ることを目的とした「川崎市市民オンブズマン制度」(平成 2 (1990) 年 11 月発足) との間で、機能の分担と連携を図っています。

川崎市人権オンブズパーソン制度は、市民が人権の侵害に関する相談及び救済申立てを簡易に、かつ、安心して行うことができ、また、市民の理解と相互の協調の下に迅速かつ柔軟に人権侵害からの救済が図られることにより、人権が尊重される地域社会づくりに資することを目的としています。

人権オンブズパーソンは、市民の人権の擁護者として、公平かつ適切にその職務を遂行するために、市の附属機関ですがその独立性が担保されています。そして、人権の侵害に関する相談に当たっては、相談者が主体的な解決を図れるよう助言・支援し、また、人権侵害からの救済に当たっては、市民の理解と相互の協調の下に調整等の非権力的手法を用いて事案の解決に当たっています。

人権問題は内容が多種多様であることから、事案ごとに問題の背景を探り、複雑に絡み合った関係の一つずつ丁寧に解きほぐしながら解決していくことが、人権が尊重される地域社会づくりにつながるものと考え活動しています。しかし、事案によっては一定の権力的な手法でなければ解決できにくいものや、他の機関に委ねた方が良いものもあることから、児童相談所や警察等の関係機関と十分な連携を図りながら解決を目指しています。

(5) 相談・救済活動の流れ



① 相談内容によって**相談を継続**して、解決に向けた助言・支援及び関係機関への協力依頼等を行います。

② 相談で解決しない場合、**救済の申立て**により、関係者等への調査等に入ることができます(条例第13条)。必要に応じて、人権オンブズパーソンは自己の**発意**によって調査を行うことができます(条例第16条)。

③ 関係者等に説明や資料の提出を求め、**事実関係の確認**などを行います(条例第15条、第18条、第21条)。

④ 必要に応じて、人権オンブズパーソンが相談者と関係者等との間に入り、相互の理解と協調の下に**調整**を行うことがあります。

必要があると認めるときは、**勧告、意見表明、是正要請**等を行います(条例第19条、第22条)。

⑤ 毎年度、運営状況について市長及び議会に報告するとともに公表します(条例第26条)。

(注) 条例：川崎市人権オンブズパーソン条例

川崎市人権オンブズパーソン条例

〔平成13年6月29日〕
〔条 例 第 1 9 号 〕

目次

- 第1章 総則(第1条～第3条)
- 第2章 責務(第4条～第7条)
- 第3章 人権オンブズパーソンの組織等(第8条～第11条)
- 第4章 相談及び救済
 - 第1節 相談(第12条)
 - 第2節 救済の申立て(第13条・第14条)
 - 第3節 調査の実施等(第15条～第17条)
 - 第4節 市の機関に対する調査等(第18条～第20条)
 - 第5節 市の機関以外のものに対する調査等(第21条・第22条)
 - 第6節 個人情報等の保護(第23条)
 - 第7節 人権に関する課題についての意見公表(第24条)
- 第5章 補則(第25条～第27条)
- 附則

第1章 総則

(目的及び設置)

第1条 市民が人権の侵害に関する相談及び救済の申立てを簡易に、かつ、安心して行うことができるよう必要な体制を整備し、市民の理解と相互の協調の下に迅速かつ柔軟に人権の侵害からの救済を図り、もって人権が尊重される地域社会づくりに資することを目的として、本市に川崎市人権オンブズパーソン(以下「人権オンブズパーソン」という。)を置く。

(管轄)

- 第2条** 人権オンブズパーソンの管轄は、次に掲げる人権の侵害(以下「人権侵害」という。)に関する事項とする。
- (1) 子ども(川崎市子どもの権利に関する条例(平成12年川崎市条例第72号)第2条第1号に規定する子どもをいう。)の権利の侵害
 - (2) 男女平等にかかわる人権の侵害(男女平等かわさき条例(平成13年川崎市条例第14号)第6条に規定する男女平等にかかわる人権の侵害をいう。)
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、人権オンブズパーソンの管轄としない。
- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事

項

- (2) 議会に請願又は陳情を行っている事項
- (3) 川崎市市民オンブズマン(以下「市民オンブズマン」という。)に苦情を申し立てた事項
- (4) 人権オンブズパーソン又は市民オンブズマンの行為に関する事項
(人権オンブズパーソンの職務)

第3条 人権オンブズパーソンは、次の職務を行う。

- (1) 人権侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 人権侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと。
- (3) 制度の改善を求めるための意見を表明すること。
- (4) 勧告、意見表明等の内容を公表すること。
- (5) 人権に関する課題について意見を公表すること。

第2章 責務

(人権オンブズパーソンの責務)

第4条 人権オンブズパーソンは、市民の人権の擁護者として、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

- 2 人権オンブズパーソンは、その職務の遂行に当たっては、市民オンブズマンその他市の機関、関係機関、関係団体等と有機的な連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。
- 3 人権オンブズパーソンは、相談又は救済の申立てを行った者に不利益が生じないように、当該相談又は救済の申立てに係る事案の特性を踏まえ、その職務を遂行しなければならない。
- 4 人権オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。
(市の機関の責務)

第5条 市の機関は、人権オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重しなければならない。

- 2 市の機関は、人権オンブズパーソンの職務の遂行に関し、積極的な協力援助に努めなければならない。
(市民の責務)

第6条 市民は、この条例の目的を達成するため、人権オンブズパーソンの職務の遂行に協力するよう努めな

ればならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動において、この条例の目的を達成するため、人権オンブズパーソン²の職務の遂行に協力するよう努めなければならない。

第3章 人権オンブズパーソン²の組織等

(人権オンブズパーソン²の組織等)

第8条 人権オンブズパーソン²の定数は2人とし、そのうち1人を代表人権オンブズパーソンとする。

2 人権オンブズパーソン²は、人格が高潔で社会的信望が厚く、人権問題に関し優れた識見を有する者のうちから、第2条第1項に規定する人権オンブズパーソン²の管轄を踏まえて、市長が議会の同意を得て委嘱する。

3 人権オンブズパーソン²は、任期を3年とし、1期に限り再任されることができる。

4 人権オンブズパーソン²は、別に定めるところにより、相当額の報酬を受ける。

(秘密を守る義務)

第9条 人権オンブズパーソン²は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解嘱)

第10条 市長は、人権オンブズパーソン²が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他人権オンブズパーソン²たるにふさわしくない非行があると認める場合は、議会の同意を得て解嘱することができる。

(兼職等の禁止)

第11条 人権オンブズパーソン²は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 人権オンブズパーソン²は、本市と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員と兼ねることができない。

3 人権オンブズパーソン²は、前2項に定めるもののほか、公平な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができない。

第4章 相談及び救済

第1節 相談

(相談)

第12条 何人も、市民等(市の区域内に住所を有する者、在勤する者又は在学する者その他市に係る者とし

て規則で定める者をいう。以下同じ。)の人権侵害に関する事項について、人権オンブズパーソン²に相談することができる。

2 人権オンブズパーソン²は、前項の規定により相談を受けた場合は、必要な助言及び支援を行う。

第2節 救済の申立て

(救済の申立て)

第13条 市民等は、自らが人権侵害を受けたと思うときは、人権オンブズパーソン²に対し、救済の申立て(以下「申立て」という。)を行うことができる。

2 申立ては、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、書面によることができない場合は、口頭により申立てを行うことができる。

(1) 申立てを行おうとする者の氏名及び住所

(2) 申立ての原因となった事実及びその事実のあった年月日

(3) その他規則で定める事項

(本人以外の者の申立て)

第14条 何人も、市民等が人権侵害を受けたと思うときは、当該市民等に代わって人権オンブズパーソン²に対し、申立てを行うことができる。

2 申立ては、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、書面によることができない場合は、口頭により申立てを行うことができる。

(1) 申立てを行おうとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 人権侵害を受けたと思われる市民等の氏名及び住所

(3) 申立ての原因となった事実及びその事実のあった年月日

(4) その他規則で定める事項

第3節 調査の実施等

(申立てに係る調査等)

第15条 人権オンブズパーソン²は、申立てがあつた場合は、当該申立てに係る事実について、調査を行う。

2 前項の場合において、申立てが前条第1項の規定によるものであるときは、同条第2項第2号の市民等の同意を得なければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、申立てが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、調査を行わない。

(1) 第2条第2項の規定に該当するとき。

- (2) 申立ての原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときを除く。
 - (3) 虚偽その他正当な理由がないと認められるとき。
 - (4) 申立ての原因となった事実が市の区域外で生じたものであるとき。ただし、人権オンブズパーソンが特に調査の必要があると認めるときを除く。
 - (5) 前項の同意が得られないとき。ただし、人権オンブズパーソンが特に調査の必要があると認めるときを除く。
- 4 人権オンブズパーソンは、前項の規定により調査を行わない場合は、その旨を理由を付して申立てを行った者(以下「申立人」という。)に速やかに通知しなければならない。

(発意の調査)

第16条 人権オンブズパーソンは、市民等が人権侵害を受けていると認めるときは、自己の発意に基づき、調査を行うことができる。

- 2 前項の規定による調査を行う場合においては、人権侵害を受けていると認められる市民等の同意を得なければならない。ただし、人権オンブズパーソンが特に調査の必要があると認めるときは、この限りでない。

(調査の中止等)

第17条 人権オンブズパーソンは、調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ることができる。

- 2 人権オンブズパーソンは、調査を中止し、又は打ち切ったときは、その旨を理由を付して、申立人又は第15条第2項若しくは前条第2項の同意を得た者(以下「申立人等」という。)に速やかに通知しなければならない。

第4節 市の機関に対する調査等

(市の機関に対する調査)

第18条 人権オンブズパーソンは、市の機関に対し調査を行う場合は、関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

- 2 人権オンブズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する帳簿、書類その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地調査をすることができる。
- 3 人権オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、専門的機関に対し、専門的調査を依頼することができる。
- 4 人権オンブズパーソンは、調査の結果について、申立

人等に速やかに通知するものとする。ただし、次条第6項の規定により通知する場合は、この限りでない。

(市の機関に対する勧告等)

第19条 人権オンブズパーソンは、調査の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 人権オンブズパーソンは、調査の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善を求めるとの意見を表明することができる。
- 3 第1項の規定による勧告又は前項の規定による意見表明を受けた市の機関は、当該勧告又は意見表明を尊重しなければならない。
- 4 人権オンブズパーソンは、第1項の規定により勧告したときは、市の機関に対し、是正等の措置について報告を求めるとする。
- 5 前項の規定により報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日から60日以内に、人権オンブズパーソンに対し、是正等の措置について報告するものとする。
- 6 人権オンブズパーソンは、第1項の規定により勧告したとき、第2項の規定により意見表明をしたとき、又は前項の規定による報告があったときは、その旨を申立人等に速やかに通知しなければならない。

- 7 人権オンブズパーソンは、第2項の規定による意見表明の内容を公表する。第1項の規定による勧告又は第5項の規定による報告の内容で必要があると認めるとのについても同様とする。

(市民オンブズマンとの共同の勧告等)

第20条 人権オンブズパーソンは、前条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見表明を行う場合において、必要があると認めるときは、市民オンブズマンに対し、共同で行うよう求めることができる。

第5節 市の機関以外のものに対する調査等

(市の機関以外のものに対する調査等)

第21条 人権オンブズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、関係者(市の機関以外のものに限る。以下同じ。)に対し質問し、事情を聴取し、又は実地調査をすることについて協力を求めることができる。

- 2 第18条第3項の規定は、関係者に対する調査の場合に準用する。
- 3 人権オンブズパーソンは、調査の結果、必要があると認めるときは、人権侵害の是正のためのあっせんその他の調整(以下「調整」という。)を行うものとする。
- 4 人権オンブズパーソンは、調査又は調整の結果につい

て、申立人等に速やかに通知するものとする。

(事業者に対する要請等)

- 第22条** 人権オンブズパーソンは、調査又は調整の結果、事業活動において頻繁な又は重大な人権侵害が行われたにもかかわらず事業者が改善の取組を行っていないと認めるときは、当該事業者に対し、是正その他必要な措置を講ずるよう要請することができる。
- 2 人権オンブズパーソンは、前項の規定による要請を行ったにもかかわらず当該事業者が正当な理由がなく要請に応じない場合は、市長に対し、その旨を公表することを求めることができる。
 - 3 市長は、前項の規定により公表を求められた場合は、その内容を公表することができる。この場合において、市長は、人権オンブズパーソンの意思を尊重しなければならない。
 - 4 市長は、前項の規定により公表しようとする場合には、あらかじめ当該公表に係る事業者に意見を述べる機会を与えるものとする。

第6節 個人情報等の保護

(個人情報等の保護)

- 第23条** 第19条第7項及び前条第3項の規定による公表を行う場合は、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

第7節 人権に関する課題についての意見公表

(人権に関する課題についての意見公表)

- 第24条** 人権オンブズパーソンは、その職務の遂行を通じて明らかになった人権に関する社会構造上の課題について、地域における解決に向けた取組に資するため、意見を公表することができる。

第5章 補則

(事務局)

- 第25条** 人権オンブズパーソンに関する事務については、川崎市市民オンブズマン条例(平成2年川崎市条例第22号)第21条に規定する事務局において処理する。
- 2 人権オンブズパーソンの職務に関する事項を調査する専門調査員を置くものとする。

(運営状況の報告等)

- 第26条** 人権オンブズパーソンは、毎年、この条例の運営状況について市長及び議会に報告するとともに、これを公表する。

(委任)

- 第27条** この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

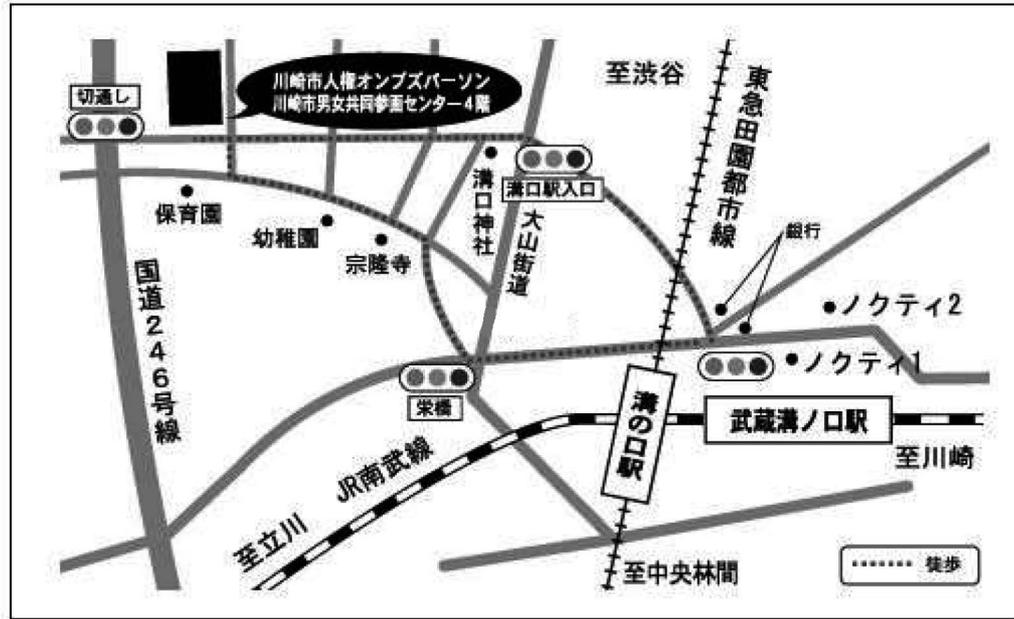
- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第8条第2項中議会の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。(平成14年3月29日規則第44号で平成14年4月1日から施行。ただし、同条例第4章の規定及び同条例附則第5項中川崎市市民オンブズマン条例(平成2年川崎市条例第22号)第17条に1項を加える改正規定は、同年5月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の3年前の日から施行日までの間にあった事実に係る申立てについても適用し、当該3年前の日前にあった事実に係る申立てについては、適用しない。

(検討)

- 3 市は、この条例の施行後適当な時期において、この条例の施行状況、人権に関する国の施策の動向及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、人権が尊重される地域社会づくりの観点から、この条例に規定する人権オンブズパーソンの管轄等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



川崎市人権オンブズパーソン令和2年度報告書

令和3（2021）年5月 発行

川崎市人権オンブズパーソン

池 宗 佳 名 子（代表人権オンブズパーソン）

大 崎 克 之

川崎市
市民オンブズマン事務局
人権オンブズパーソン担当

〒213-0001

川崎市高津区溝口2丁目20番1号

川崎市男女共同参画センター4階

☎ 044-813-3112 FAX 044-813-3101

川崎市人権オンブズパーソンホームページ





Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市